

内外決済効率化に向けた動き～ISO20022 への期待と移行への高いハードル

総務部 兼 事業部 部長 蔵納 淳一
junichi_kurano@iima.or.jp

現在、グローバルベースで金融通信メッセージフォーマットの標準化に向けた動きが加速している。国際標準化機構（ISO、International Organization for Standard）の金融サービス専門委員会（TC68）が開発、導入した ISO20022（国際標準金融通信メッセージ）について、SWIFT¹や欧米圏の主要決済制度が同基準に準拠したメッセージへの移行準備を進めており、グローバルベースでの送金決済の標準化に加え、高度化、効率化、利便性向上が期待されている。その一方で、ISO20022 移行に伴って各金融機関等にかかる負荷や標準化への課題が存在しており、今後ブロックチェーン、CBDC（中央銀行デジタル通貨、Central Bank Digital Currency）等、広がりを見せる新たなスキームにも関連した共通事項として、インプリメンテーションの観点から課題を明確にしておきたい。

1. ISO20022 概要

(1) ISO20022 とは

ISO20022 は、金融通信メッセージの国際標準であり、ISO によって 2004 年に導入された。全ての金融通信に同じ“言語”を利用し、メッセージフォーマットを標準化して相互運用性を高めることにより、金融機関の決済に関わる各国のメッセージフォーマットの変更負荷の削減、構造化されたデータによるデータ品質の高度化、豊富な送金情報による業務効率化やデータ利活用などを促進すること、などが可能となる。具体的には次項のとおり。

(2) 各国決済制度の課題と ISO20022 導入のメリット

グローバルベースで金融通信メッセージを標準化する方向性は、現状の送金決済業務において非効率で高コストである従来型の決済制度の課題解決に大きく貢献する。各国決済制度によって違いはあるものの、一般的に SWIFT や各国決済制度における主な課題は以下のように整理ができる。

¹ SWIFT は国際銀行間金融通信協会、Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication の略。200 以上の国や地域で、11,000 以上の金融機関を繋ぐ金融メッセージプラットフォームを提供する。資金や口座の管理は行わず、金融メッセージの通信サービスを提供する。

- ① 各国決済制度においては、それぞれに独自のメッセージフォーマット（例：日本における全銀フォーマット）が存在しており、各金融機関や企業はその変更にも都度対応する必要がある。
- ② メッセージフォーマットが固定長（各フィールド（データ項目）の桁数が固定）であるため、文字数に制約があることから、商取引のインボイス関連情報といった取引明細情報を伝達できない。
- ③ 送金人または受取人情報が同じフィールドに表記され、送金人名または受取人名と、住所といった異なる属性情報が混在する（名前と住所の国名、都市名等が混在して表記される）ため、サンクションスクリーニングの正確性に問題が生ずる。

ISO20022 導入により、これらの課題を解消することが論理的に可能となる。具体的なメリットは以下のとおり。

- ①' 各国決済制度のメッセージフォーマットが標準化されることにより、国際的にも決済制度間の相互運用性が確保され、シームレスにシステム連携しやすくなる。また、金融機関や企業にとって、各国決済制度が実施するフォーマットへの変更にかかる対応負荷の軽減、STP（Straight Through Processing）化拡大による処理スピードの向上・コスト低減、事務リスクの軽減などが期待される。
- ②' メッセージフォーマット上、掲載可能な情報量が拡張されることにより、企業にとっては、インボイス関連情報など豊富な送金情報を利用したリコンサイルや売掛金消込処理の自動化、金融機関にとっては、商取引情報のデータ利活用が可能となる。
- ③' 送金人・受取人情報が構造化されることにより、氏名・国名・都市名が明確に区切られることから、金融機関はアンチマネーロンダリングのサンクションスクリーニングの正確性と効率性が向上する。

2. 主要決済システムの移行スケジュール

現在、各国の決済制度では、既存のメッセージフォーマットから ISO20022 フォーマットに移行する動きが活発化している。特に主要国・地域の決済制度においては、2022 年から 2025 年にかけて ISO20022 への移行が本格化するスケジュールであり、各国金融機関や企業は、それぞれの導入のタイミングに合わせた対応が必要となる（次頁表参照）。

各国とも高額送金（High-Value Payment）を取り扱う決済制度から ISO20022 に移行するケースが多く、低額送金（Low-Value Payment）を取り扱う決済制度は、先行する欧州などを除き、検討中または未定、というステータスとなっている。

【表: SWIFT、各国主要決済制度の ISO20022 導入状況／予定】

					移行時期						
					2021	2022	2023	2024	2025		
1	SWIFT						2022年11月移行				
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	決済 制度	国	名称	通貨	決済種類						
		米国	Fedwire	USD	High-Value Payment				2023年4Q移行予定		
			CHIPS	USD	High-Value Payment				2023年4Q移行予定		
			ACH	USD	Low-Value Payment	導入未定					
		欧州	TARGET2	EUR	High-Value Payment			2022年11月移行			
			EURO1	EUR	High-Value Payment			2022年11月移行			
			SEPA	EUR	Low-Value Payment	導入済					
		英国	CHAPS	GBP	High-Value Payment		2022年3月簡易形式移行*	2023年5月本格移行			
		シンガポール	MEPS+	SGD	High-Value Payment		2023年6月簡易形式移行*	2023年6月本格移行			
		香港	CHATS	HKD	High-Value Payment			2023年10月本格移行			
		日本	日銀ネット	JPY	High-Value Payment	導入済も新バージョンに移行要					
			全銀	JPY	High/Low-Value Payment	従来型全銀フォーマットが主。ISO20022も受付可だが、新バージョンへの移行やキャパシティ増強等の対応要					

* 簡易形式=Like-for-Like形式。新しいメッセージフォーマットを使うことを必須とするが、電文の中身は従来の電文と同様で良く、データを構造化する必要はない。

(資料) 各社資料等より国際通貨研究所作成

3. ISO20022 移行の課題

この標準化した金融通信メッセージをグローバルベースで実現するためには、高いハードルが存在する。例えば、各金融機関の移行負荷が非常に大きいこと、また、事務処理の効率化（STP化）実現のためには金融機関に加えて企業側の対応も必要となること、などが挙げられる。具体的には以下のとおり。

① 各国決済制度の移行のタイミングが一律でないこと

上記のとおり、SWIFT や主要な決済制度の移行スケジュールは明確化されている一方で、その他の決済制度ではまだ検討の段階のものが多い。また、国によっては、複数の決済制度を導入しているケース（例：日銀ネット、全銀、外為円決済）があり、決済制度（高額送金、低額送金など）によって移行タイミングや導入方針が異なるケースもある²。このことから、決済制度ごとにメッセ

² 本邦では日銀ネットが2015年10月からISO20022メッセージを採用、全銀（内為）は2018年12月からISO20022メッセージを授受できるように対応済だが、対応しているISO20022のバージョンが古く、新バージョンへのアップデートが必要。また、全銀（内為）は従来型のメッセージフォーマット（全銀フォーマット）の決済が主であり、本格的なISO20022の導入には全銀システムのキャパシティ増強などの対応も必要。また、外為送金用全銀フォーマットのISO20022対応は未着手であり、今後早急な検討が必要。日銀・全銀・金融機関・企業とも大規模なシステム対応が求められる。

ージフォーマットが異なる状況が継続（ISO20022 フォーマットと従来型フォーマットが併存）するため、グローバル金融機関や企業は引き続き双方に対応しながら、各国決済制度で断続的に行われる移行にも順次対応する必要があり、コスト・リソース面で負荷がかかる。

② 各国の法制度や決済制度ごとに求められる入力必須項目や情報の違い

メッセージフォーマットが標準化されても、各国の法制度・決済制度によっては、メッセージ内に入力が必須となる項目や入力すべき情報に違いが存在する（例：送金目的コードや当局報告コード等）。即ち、金融機関や企業にとっては、いわゆる各国決済制度の“方言”が残るため、個別の対応が必要となり、結局ドラスティックなコスト削減には繋がらない可能性がある。

③ 従来型フォーマットと ISO20022 フォーマットとのフォーマット変換の必要性

送金を授受する企業にとっても、ISO20022 フォーマットにて送金データを作成する、または受信することが必要となる。システム対応負荷等の問題で、企業側で ISO20022 フォーマットの送金データを作成、または受信できない場合、従来型フォーマットから ISO20022 フォーマットへの変換（逆も然り）が必要となる。このフォーマット変換は、基本的に金融機関側での対応（例えば、インターネットバンキングの機能レベルアップ等）が求められることから、システム対応、顧客説明、事務対応などの負荷が非常に高くなると想定される。

これに対して、2022 年 11 月に ISO20022 対応を開始する予定の SWIFT では、トランザクションマネジメントプラットフォーム（TMP）を提供すると発表³。SWIFT を介する金融通信メッセージのうち、国際送金やキャッシュマネジメント関連の金融通信メッセージ⁴は全て TMP にて送受信されることから、金融機関は、当該 TMP を用いて完全な取引情報の照会やフォーマット変換の機能を利用することが可能。一方で、SWIFT を介さない各国決済制度については、このような仲介機能を提供しない模様であり、各金融機関での対応が必要となる。

なお、本邦では、政府の成長戦略の一環として、2018 年 12 月に ZEDI（全銀 EDI システム）が稼働し、国内総合振込について ISO20022 フォーマットで振込ができるようになってきている（従来型の全銀フォーマットと併存）。2021 年 2 月現在、国内 1,054 金融機関において取扱が可能だが、引き続き従来の全銀フォーマットによる振込がメインとなっており、ISO20022 フォーマットによる振込はごく一部に限られている⁵。背景としては、企業側の ISO20022 に対するシステム対応負荷が高いため、という点が挙げられる⁶。

³ <https://www.swift.com/swift-resource/249336/download>

⁴ MT1xx、MT2xx、及び MT9 xx

⁵ 全銀システムの統計資料によると、全銀システムにおける振込件数は月間 1 億件前後であるのに対し、ZEDI の月間取扱明細件数は 15 千件前後にとどまる

⁶ [02.pdf \(fsa.go.jp\)](#) P21

④ フォーマット変換によるデータ欠落リスク

③のフォーマット変換には、大きな課題が存在する。ISO20022 フォーマットは豊富な情報を格納できるようになり、送金受取人はリコンサイルするために必要なインボイス関連情報などを受信することが可能。一方、従来型フォーマットは載せられる情報量が限られているケースが多く、ISO20022 フォーマットから従来型フォーマットへの変換時に全送金情報を格納できない可能性があるため、情報の欠落といったサンクションスクリーニングに関する大きなリスクが発生する。よって、フォーマット変換前の全送金情報をスクリーニングする対応が必須であり、従来型フォーマットの対応に比べ、各金融機関のシステム対応や事務などの負荷も増大するであろう。

⑤ STP 化実現の難しさ

(グローバル) サプライチェーンの商取引において、多数の送金決済を実施している企業にとっては、売掛金消込負荷が一つの大きな課題となっている。前述のとおり、ISO20022 フォーマットは豊富な情報を格納できるようになることから、消込に必要な情報(例:インボイス No、企業コード、部署コード、割引金額、相殺金額等)を載せることが可能となる。請求(送金受取)企業にとっては、消込に必要な情報を受けられることができるようになり、請求データ消込の自動化(STP 処理)の可能性が高まる。

しかしながら、これには2つの大きなハードルがある。1つ目は、ベネフィシヤリーが異なること。消込に必要なインボイス関連情報を送金データに載せるのは、バイヤーである購入(送金仕向)企業であり、売掛金消込に関する直接的なメリットはない。にも関わらず、当該情報を送金にセットするためのシステム対応など大きな負荷がかかってしまう。2つ目は、消込に何の情報が必要かを双方で申し合わせる必要がある点。メリットを享受したい請求企業より、一般的に購入企業の方が立場が強く(所謂バーゲニングパワー)、更に多くの購入企業と交渉する負荷も非常に高いことから、実際には実現が困難と想定される。

4. 今後の標準化への取り組みについて

送金・決済業務は、昨今、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策(AML/CFT)等、コンプライアンス対応にかかるコスト負担が非常に拡大しているが、それに加え、上述のとおり、ISO20022 移行についても各金融機関が、様々な課題に対して莫大なコスト、リソースをかけて対応していくことが必要となる⁷。投資対効果の観点など、これらの動きに対応できない金融機関は、根幹ビジネスである送金・決済業務の縮小・撤退を強いられる可能性がある。

⁷ 対応負荷の大きさは、その金融機関がどれだけ多くの国において決済業務をおこなっているかに依存。

また、ISO20022 普及のためには、企業側のシステム対応も必須となる。上述のとおり、本邦にて ISO20022 フォーマットによる振込利用が伸びない最大の理由として、企業側の会計システムの改修が必要となる点が挙げられている。会計システムベンダーへの対応を促すために補助金などの取り組み⁸を行っているが、サプライチェーンの上流プロセスであるインボイスの電子化なども含め、商取引から決済までのサプライチェーン全体のデジタル化推進のために、企業側の販売・生産管理や会計システム改修コストをサポートする施策も必要となろう。加えて、STP 促進による業務効率化の実現には、購入企業、請求企業間の交渉も必要になることから、経済産業省、金融庁、民間金融機関／企業が協働して対応していくことが、社会全体のデジタル化推進への近道となる。

今後の展開として、ブロックチェーン（分散型台帳）をベースとしたデジタル決済スキームが台頭し、また各国中央銀行が CBDC の試行を本格化してきているなど、将来的に新たな決済手段への対応も求められることとなる。新たな決済手段についても、ISO20022 にて顕在化している標準化への課題が同様に発生することから、初期段階からグローバルレベルの協働が重要となる。こうした中、ISO/TC68（日本銀行決済機構局が国内委員会の事務局を担当）の枠組みの中で、CBDC を含むデジタル通貨に関する研究を行うグループが組成されており、日本銀行も標準化への活動に積極的な姿勢を見せている⁹。また、クロスボーダー送金に関し、金融安定理事会（FSB、Financial Stability Board）¹⁰や国際決済銀行（BIS、Bank for International Settlement）¹¹において、メッセージフォーマットの国際標準化が提案されるなど、グローバルベースで標準化への動きが加速している。様々な垣根を超えて最大限の標準化を実現することが、これらのフォーマットを使うエンドユーザー（特に金融機関、企業）のコスト低減、社会全体の効率化に繋がることから、当局が積極的に主導し、国や業界を跨いだ官民一体の連携態勢を早急に構築、内外の協働を推進していくことが必要となろう。

⁸ [02.pdf \(fsa.go.jp\)](#) P23

⁹ [デジタル通貨に関連する情報技術の標準化 \(boj.or.jp\)](#)

¹⁰ [Enhancing Cross-border Payments: Stage 3 roadmap - Financial Stability Board \(fsb.org\)](#)

¹¹ [Enhancing cross-border payments: building blocks of a global roadmap \(bis.org\)](#)

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。